

令和4年度 渡嘉敷村会計年度任用職員（パートタイム）の募集について

渡嘉敷村会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

1. 募集区分・業務内容

- (1) 令和4年度渡嘉敷村会計年度任用職員（パートタイム）募集一覧のとおり

2. 任用期間

- (1) **令和4年11月15日（任用開始日）～令和5年3月31日**

- ・採用後1ヶ月間は条件付き採用期間になります。
- ・勤務成績等が良好な場合、令和5年度に再度任用される場合があります。
★再度任用とは、2年目、3年目と継続して会計年度任用職員に応募し、任用されたことをいう。

3. 勤務条件等

- (1) 昇給：再度任用があった場合、給料月額の上限の範囲内で昇給があります。
- (2) 期末手当：1.225月分（12月：1.225月分）
※支給条件あり、在職月数により支給率が異なります。
- (3) 通勤手当：通勤距離が2km以上ある場合に対象です。
（徒歩、送迎、乗合での通勤は対象外）
- (4) 休暇：年次休暇（2月後から付与、但し、繰越のある再度任用職員の場合は採用日から行使可能）、夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇等、その他特別休暇あり（有給、無給）
- (5) 社会保険・雇用保険：加入要件を満たす場合に対象となります。
★給与月額については、別紙「令和4年度渡嘉敷村会計年度任用職員（パートタイム）募集一覧」参照

4. 提出書類

- (1) 渡嘉敷村会計年度任用職員（パートタイム）応募申込書 ※ 村役場窓口にも置いています。
- (2) 履歴書
- (3) 運転免許証の写し
- (4) 資格等の写し（資格等を要する職種のみ）

5. 申込書提出から採用までの流れ

- (1) 「渡嘉敷村会計年度任用職員（パートタイム）応募申込書」の提出
- (2) 総務課において書類選考、必要に応じて面接を実施し採用内定者を決定します。
- (3) 採用内定者は、「健康診断書」を指定された期限内に提出し採用決定となります。
※募集区分（職種）により提出不要な場合があります。

6. 募集期間

令和4年11月1日（火）～11月11日（金）※郵送可（消印有効）
※土日、祝日及び業務時間外は受付していません。

7. その他

- (1) 募集区分・募集内容については変更になる場合もあります。
- (2) 募集に関する問合せについては総務課までご連絡ください。

8. 提出先

〒901-3592 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地
渡嘉敷村役場 総務課宛て（TEL：098-987-2321）

令和4年11月1日 渡嘉敷村長 座間味 秀勝
（公印省略）

